

2010年（平成22年）2月8日

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会

部会長 井 上 正 仁 殿

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会

委員 ○ ○ ○ ○

委員 ○ ○ ○ ○

幹事 ○ ○ ○ ○

事務当局による要綱（骨子）案に代えて、以下の修正案を提案する。

（時効中断公告制度の新設）

- 1 被疑者を氏名等で特定できない又は特定された被疑者の身柄を確保できないために公訴の提起をすることができない事件のうち、死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪のうち被害者がある事件並びに強姦罪及び強制わいせつ罪について、被害者等の申し出がある場合又は被害者等がいない場合には検察官が当該被疑事件の罪質・犯情等を考慮して必要があると認めた場合、当該被疑者について、当該事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があると認めるときは、検察官は、公訴時効の中止を求める公告を行うことができるものとすること。
- 2 前記1の公告の際には、検察官は、当該事件について、その時点までに収集した証拠の標目を記載した書面を作成し、確定日付を得て保管しなければならないものとすること。
- 3 前記1の公告には、公訴時効を中断する効力があるものとすること。
- 4 公訴時効の中止は、刑訴法250条に定められた公訴時効期間の2倍を上限とするものとし、最大2回までできるものとすること。
- 5 前記1の公告がなされた事件について、被告人が逮捕されたときは、当該被告人に対する検察官の勾留請求について判断する裁判官は、勾留請求の可否に対する判断に先立って、検察官がなした前記1の公告の時点において収集した証拠の標目に基づいて証拠を取り調べ、被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、当該被疑者について、当該事件を

犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があったと認められるか否かを審理（以下「時効中断公告審理」という）し、それを認める場合には前記1の公告による中断の効果を認め、引き続き勾留請求の可否を判断するものとすること。

それが認められないときには公訴時効が完成したことを理由に、勾留請求を却下するとともに、以後の捜査及び訴追を打ち切る旨の判断をするものとすること。

この場合、裁判官は、3人の合議体により判断するものとすること。

6 勾留請求を認容又は却下する裁判に対する準抗告においては、検察官の公告の有効・無効による公訴時効の中斷の可否についても争うことができるものとすること。

7 受訴裁判所は、前記5の時効中断公告審理の結果にかかわらず、訴訟条件の審理として、時効中断公告審理を行うことができるものとすること。

8 前記1の公告がなされた事件について、被告人について勾留請求がされることなく起訴された場合には、受訴裁判所において、時効中断公告審理を行うものとすること。

9 この制度は、未だ公訴時効期間が完成していない事件についても適用することができるものとすること。

以上

第7回会議で提案した修正案からの変更箇所

*下線部が変更部分である。

- 1 被疑者を氏名等で特定できない又は特定された被疑者の身柄確保できないために公訴の提起をすることができない事件のうち、死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪のうち被害者がある事件並びに強姦罪及び強制わいせつ罪について、被害者等の申し出がある場合又は被害者等がいない場合には検察官が当該被疑事件の罪質・犯情等を考慮して必要があると認めた場合、当該被疑者について、当該事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があると認めるときは、検察官は、公訴時効の中断を求める公告を行うことができるものとすること。
- 2 前記1の公告の際には、検察官は、当該事件について、その時点までに収集した証拠の標目を記載した書面を作成し、確定日付を得て保管しなければならないものとすること。
- 3 前記1の公告には、公訴時効を中断する効力があるものとすること。
- 4 公訴時効の中断は、刑訴法250条に定められた公訴時効期間の2倍を上限とするものとし、最大2回まですることができるものとすること。
- 5 前記1の公告がなされた事件について、被告人が逮捕されたときは、当該被告人に対する検察官の勾留請求について判断する裁判官は、勾留請求の可否に対する判断に先立って、検察官がなした前記1の公告の時点において収集した証拠の標目に基づいて証拠を取り調べ、被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、当該被疑者について、当該事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があったと認められるか否かを審理（以下「時効中断公告審理」という）し、それを認める場合には前記1の公告による中断の効果を認め、引き続き勾留請求の可否を判断するものとすること。
それが認められないときには公訴時効が完成したことを理由に、勾留請求を却下するとともに、以後の捜査及び訴追を打ち切る旨の判断をすること。
この場合、裁判官は、3人の合議体により判断するものとすること。
- 6 勾留請求を認容又は却下する裁判に対する準抗告においては、検察

官の公告の有効・無効による公訴時効の中斷の可否についても争うことができるものとすること。

- 7 受訴裁判所は、前記5の時効中断公告審理の結果にかかわらず、訴訟条件の審理として、時効中断公告審理を行うことができるものとすること。
- 8 前記1の公告がなされた事件について、被告人について勾留請求がされることなく起訴された場合には、受訴裁判所において、時効中断公告審理を行うものとすること。
- 9 この制度は、未だ公訴時効期間が完成していない事件についても適用することができるものとすること。

以上